

開会 午前 9時00分

◎開 会

- 議長（澤西省司君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。  
ただいまから令和8年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

- 議長（澤西省司君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。  
なお、本日は山本銀男代表監査委員にも出席していただいております。



◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
2月17日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。  
本定例会は、議案24件が町長から提出されております。  
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。  
以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（澤西省司君） 定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。  
○町長（藺田靖邦君） おはようございます。  
定例会初日ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

あさってからいよいよ予算審議ということで、また御足労願うわけですが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今日は、議員の皆さん、後ろから入ってくるから見ていないかもしれないですが、受付のところが明るくなったものですから、また帰りに寄って見てください。よろしくお願いをいたします。

それと、明日は国のほうに要望活動へ行ってみます。特別交付税の関係、あとは国交省の関係、そういったことで、また皆さんに御報告もさせていただきますが、今回、多くの議案があります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） これで行政報告を終わります。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤西省司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、石山貴美夫君、8番、野口直次君を指名します。



### ◎日程第2 会期決定

○議長（澤西省司君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定しました。



### ◎日程第3 議案第5号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第3、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について説明いたします。

創造と生きがいの湯においては、町民のための社会福祉施設であるという考えの下で利用料金を据え置いてきましたが、近年の物価、人件費や燃料費などの高騰により、運営状況は大変厳しい状態が続いております。

創造と生きがいの湯は、町民相互の交流の促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援する社会福祉施設であり、今後の継続的で安定した施設運営を図ることを目的に利用料金の上限の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で町長の説明を終わります。



◎日程第4 議案第6号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第4、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等が公布され、子ども・子育て支援金制度が令和8年4月1日から施行されることに伴い、川根本町国民健康保険税条例の規定の整備を図る必要があります。

また、被保険者の減少や医療費の増加に対応するために、医療分の税額を引き上げる税率改定も併せて行うものです。

今回の主な改正内容は、医療分税率改定と、子ども・子育て支援納付金課税額の定義、税率及び課税の特例等に関する規定の整備になります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第5、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職の初任給及び若年層を中心とした水準の引上げ、期末・勤勉手当の支給率の引上げ及び平準化、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに日直手当の引上げを行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第8号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第6、議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職と同様に、特別職の期末手当の支給率を引上げ及び平準化を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第9号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第7、議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職の任期付職員の給料月額の上上げ、期末・勤勉手当の支給率の上上げ及び平準化を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第10号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第8、議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

施設予約システム導入に伴い、利用者に施設や備品の使用料が明確になるよう、現状の施設、備品等に併せ、別表第1及び別表第2を最新のものにするため条例の一部の改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第11号 川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第9、議案第11号、川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第11号、川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本年度、企業版ふるさと納税により寄贈していただいたカヌー及びSUP（サップ）を有効に活用するため、広く貸出しを行います。これにより、地域の自然資源を活用した町の新たな魅力として発信していきたいと考えております。

つきましては、カヌー及びSUP（サップ）を規定に追加するため、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第10 議案第12号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について**

○議長（澤西省司君） 日程第10、議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。このたび、この改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第11 議案第13号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更  
について**

○議長（澤西省司君） 日程第11、議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。

本計画は令和3年4月1日から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、人口減少や高齢化が進む過疎地域が生活基盤の維持向上を目指し、総合的、計画的に取り組むために策定する計画であります。

この過疎地域持続的発展計画を策定することにより、過疎対策事業債の発行等、有利な財源措置が活用可能となります。

今回、現行計画が令和7年度末をもって期間満了となることから、令和8年度から令和12年度を計画期間として更新を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第14号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び規約の変更につ  
いて

○議長（澤西省司君） 日程第12、議案第14号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、静岡縣市町総合事務組合規約の変更について説明いたします。

本件は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に関する事務を共同で処理している静岡縣市町総合事務組合の構成団体に変更があったため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、構成団体の一つである南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散し、本組合から脱退することに伴うものです。これにより、静岡縣市町総合事務組合の構成団体に変更となるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第15号 令和7年度川根本町一般会計補正予算  
(第7号)

○議長（澤西省司君） 日程第13、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,338万円を追加し、総額を66億9,800万円としたいものです。

今回の補正は、完了または変更見込みに伴う事業費の減額のほか、国の重点支援地方交付金による全町民を対象とした現金給付、防犯カメラ設置補助金、プレミアム付き商品券事業、LINE電子クーポン事業を計上したほか、森林環境譲与税基金、寸又峽溪谷保全基金、減債基金への積立金、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の負担金、町道梅高中央線排水路改修工事の誘導員増員に係る経費、また、県の過疎対策事業債の残り枠を活用して、次年度予定していた三ツ星学園トイレ改修工事に係る経費を計上しています。その他、給与改定によ

る人件費の計上、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額を計上しています。

第2表の債務負担行為の補正については、L G W A N接続回線の開設及びルーター借上げと接続に必要な事業の限度額とさせていただくものです。

第3表の繰越明許費については、今回計上した重点支援地方交付金に係る事業をはじめとした年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越し限度額をお認めいただきたいものです。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した過疎対策事業債について、借入限度額を補正したいものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第16号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（澤西省司君） 日程第14、議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、総額を7億5,134万円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第17号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第15、議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万3,000円を追加し、総額を1億5,255万3,000円としたいものです。

静岡県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第18号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（澤西省司君） 日程第16、議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881万2,000円を減額し、総額を14億260万円としたいものです。

今回の補正は、介護保険法改正に伴うシステム改修費、給与改定による人件費を増額する一方、介護サービス等諸費、高額介護サービス費、特定入居者介護サービス費の実績に伴う減額が主な内容となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第19号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第17、議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、総額を2,450万円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第18 議案第20号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（澤西省司君） 日程第18、議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、総額を5,215万5,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第19 議案第21号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（澤西省司君） 日程第19、議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第3条の収益的収入及び支出について、収入においては30万円を増額し、総額1億6,057万5,000円とし、支出においては60万円を増額し、総額2億252万4,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

- ◎日程第20 議案第22号 令和8年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第21 議案第23号 令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第22 議案第24号 令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第23 議案第25号 令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第24 議案第26号 令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- ◎日程第25 議案第27号 令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- ◎日程第26 議案第28号 令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（澤西省司君） 日程第20、議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算から日程第26、議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議題を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第22号から28号については、令和8年度における一般会計から各特別会計及び企業会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

議案第22号、令和8年度川根本町一般会計当初予算は68億9,700万円で、前年度と比べ4億8,000万円、率にして7%の増額となる予算編成となりました。

近年、当初予算においては、新斎場建設やし尿等中継槽に係る予算計上等により予算規模が大きくなっておりました。令和8年度予算では、大井川鐵道全線復旧に向けた支援をスタートするとともに、高度情報基盤設備の高度化に係る費用などにより、予算規模は過去3番目に大きな規模となっています。しかし、国や県の補助金や過疎対策事業債といった有利な地方債を財源とし、可能な限り町の財政負担を抑えた予算編成としています。

歳入歳出予算については、第1表歳入歳出予算のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については第2表債務負担行為のとおりです。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については第3表地方債のとおりです。

議案第23号、国民健康保険事業特別会計は7億6,300万円で、前年度比2,400万円、率にして3%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第24号、後期高齢者医療事業特別会計は1億6,530万円で、前年度比1,510万円、率に

して10%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第25号、介護保険事業特別会計は14億420万円で、前年度比880万円、率にして1%の減額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第26号、訪問看護事業特別会計は2,519万円で、前年度比199万円、率にして8%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第27号、いやしの里診療所事業特別会計は6,200万円で、前年度比1,140万円、率にして19%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第28号、簡易水道事業会計は、令和5年度から企業会計となっており、収益的収入が1億5,630万9,000円、収益的支出は1億9,915万7,000円です。資本的収入が7,124万8,000円、資本的支出が9,350万3,000円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する2,225万5,000円については、当年度分消費税などの資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

町長として2期目を迎えた私ですが、これまで、学校再編、斎場やし尿施設をはじめとしたハード整備、いわゆる基盤整備に尽力してまいりました。2期目に当たる令和8年度からは、公約にも掲げた「ハードからハート」を根幹に置きながら、令和8年度予算テーマを「つなぐ」とし、町の未来のために人への投資、地域資源への投資に力を入れていきたいという思いを予算に込めています。豊かな人材を育て町の将来につなげる、地域資源を生かして人をつなげることで、令和8年度予算を将来にわたり持続可能な町を目指し、未来につなぐためのネクストステージとして位置づけ、予算編成に取り組みました。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第22号から議案第28号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く9人の議員を選任することに決定しました。



### ◎散 会

○議長(澤西省司君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月12日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時37分